

令和7年度中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

○ 中山間地域等直接支払交付金事業の要旨

山鹿市は、菊地川の上流域に位置し、北部域や、東部域などに傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮していますが、担い手の高齢化、減少等に伴い耕作放棄が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されています。

このため、山鹿市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金（以下、「交付金」という。）を同制度第5期対策実施満了の令和6年度まで実施してきました。令和7年度からは、第6期対策としてさらに5年間継続することで、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待しています。

○ 令和7年度中山間地域等直接支払交付金事業における山鹿市の実施状況

令和7年度中山間地域等直接支払交付金事業における山鹿市の実施状況につきまして、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知、最終改正令和8年4月1日付け7農振第2196号農林水産事務次官依命通知）第12及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産事務次官依命通知、最終改正令和8年4月1日付け7農振第2199号農林水産省農村振興局長通知）第16の1の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 集落協定の概要

山鹿市における集落協定は、いわゆるセンサス集落とは違い、一団の農用地を構成する対象農用地に属する耕作者により構成されており、集落における将来像や将来像を実現するための目標や活動計画をまとめた集落マスタープランを作成し、農業生産活動等として取り組むべき事項を定めて、農用地の保全活動や水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動などを行っています。

(2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額

（単位：m²、円）

区 分			令和7年度交付実績				
			対象面積	交付金額	負担区分		
					国費	都道府県費	市町村費
田	[1]		8,302,461	120,854,569	60,427,263	30,213,597	30,213,709
	一 般	急傾斜	3,913,350	87,100,799	43,550,381	21,775,159	21,775,259
		緩傾斜	4,389,111	33,753,770	16,876,882	8,438,438	8,438,450
畑	[2]		3,604,578	38,042,349	19,021,151	9,510,546	9,510,652
	一 般	急傾斜	2,573,011	34,586,930	17,293,452	8,646,705	8,646,773
		緩傾斜	1,031,567	3,455,419	1,727,699	863,841	863,879
計	[1]+[2]		11,907,039	158,896,918	79,448,414	39,724,143	39,724,361
	地域 区分	一般地域	11,907,039	158,896,918	79,448,414	39,724,143	39,724,361
		特認地域	0	0	0	0	0
	傾斜 基準	急傾斜	6,486,361	121,687,729	60,843,833	30,421,864	30,422,032
		緩傾斜等	5,420,678	37,209,189	18,604,581	9,302,279	9,302,329
スマート農業加算 [3]			5,535,567	27,456,850	13,728,416	6,864,201	6,864,233
総 計			11,907,039	186,353,768	93,176,830	46,588,344	46,588,594

※対象面積総計＝田（面積）＋畑（面積）

(3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額

区 分	令和7年度交付実績			(単位：戸、m2、円)		
	協定締結数			参加 農家数	交付対象 面積	交付額
	既認定	当該年度 新規認定	合 計			
集落協定	119	3	122	1,939	11,907,039	186,353,768
個別協定	0	0	0		0	0
計	119	3	122	1,939	11,907,039	186,353,768

(4) 農業生産活動等の実施状況

令和7年度 農業生産活動等の実施状況

農業生産活動等として取り組むべき事項	集落数
1 必須事項(農業生産活動等)	
(1) 耕作放棄の防止等の活動	
① 貸借権設定・農作業の委託	38
④ 農地の法面管理	111
⑤ 柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	26
⑦ 担い手の確保	1
(2) 水路、農道等の管理活動	
① 水路の管理	115
② 農道の管理	122
2 選択的必須事項(多面的機能を増進する活動)	
① 周辺林地の下草刈	109
③ 景観作物の作付け	4
⑨ 堆きゅう肥の施肥	19
集落マスタープラン	
目指すべき将来像	
① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	115
③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生可能な所得を確保	4
将来像を実現するための活動方策	
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	8
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	119

(5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	集落数
ネットワーク化活動計画の作成状況	
集落協定においてネットワーク化活動計画を作成中またはネットワーク化活動計画を市町村に提出済み	84